

道 志 村

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月

目 次

第1部 序説

第1章 背景・改訂の経緯	P1-1
1節 感染症危機を取り巻く状況	
第2節 計画改定の経緯	
第2章 計画の位置づけ・理念	P1-2
第1節 計画の位置づけ	
第2節 感染症危機への対処における目指すべき姿と目標	
第3章 対策の実施主体と実効性の確保	P1-3
第1節 対策の実施主体と役割	

第2部 対策の実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的と基本的考え方	P2-1
第1節 対策の目的	
第2節 対策の基本的考え方	
第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	P2-2
第1節 対応時期の設定	
第3章 対策項目	P2-4
第1節 対策項目の設定	
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	
第3節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	

第3部 各対策項目の目標及び取り組み

第1章 実施体制	P3-1
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P3-6
第3章 まん延防止	P3-10
第4章 ワクチン	P3-12
第5章 医療	P3-23
第6章 保健	P3-24
第7章 物資	P3-25
第8章 生活・経済の安定の確保	P3-26

用語の略称

用語解説

第 1 部

序説

第 1 章 背景・改訂の経緯

第 1 節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しておりこうした未知の感染症が発生した場合には時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020 年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症*等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

第 2 節 計画改定の経緯

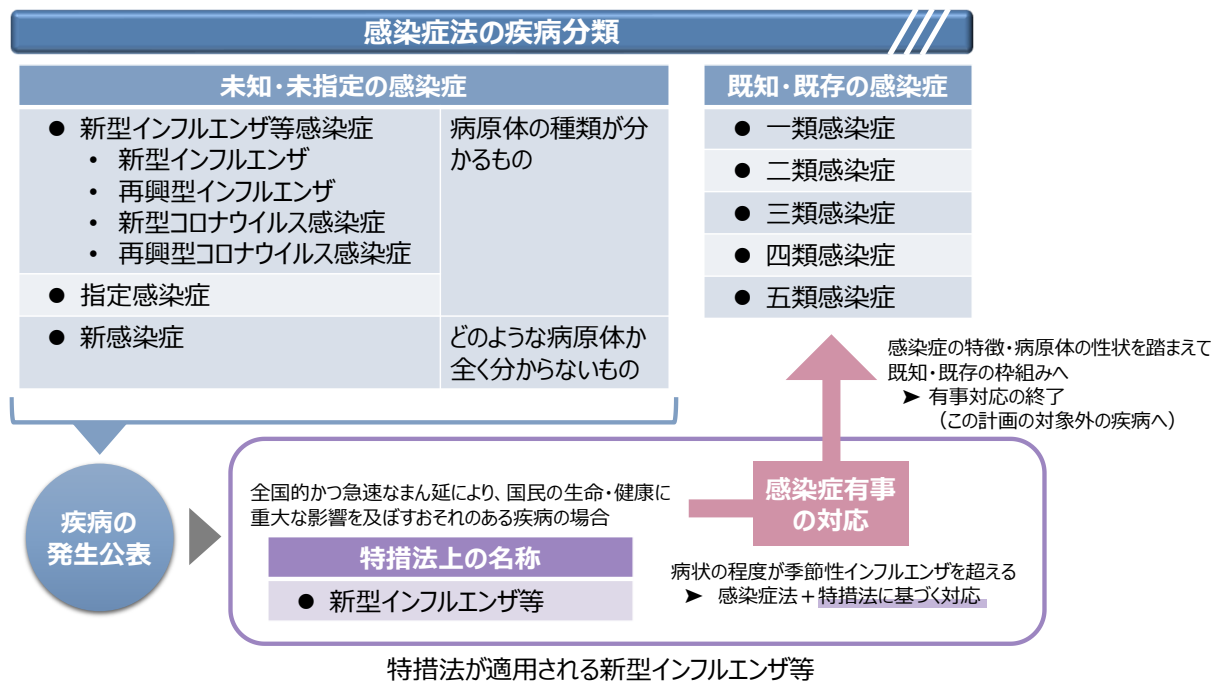
2020 年 1 月にわが国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、感染が拡大する中で、国民の生命及び健康が脅かされ、生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業所等、国をあげての取り組みがすすめられてきた。

今般、新型インフルエンザ等*対策政府行動計画の改正により、国及び県における行動計画と整合性を保ちながら特措法第 8 条第 1 項の規定に基づき「道志村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

第2章 計画の位置づけ・理念

第1節 計画の位置づけ

この計画は特措法第8条1項の規定により、政府行動計画に基づき村長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。このような計画の位置づけにより、計画の期間を設定しないが政府及び山梨県行動計画に合わせて、概ね6年ごとに計画を見直すこととする。



第2節 感染症危機への対処における 目指すべき姿と目標

- 感染症危機*に対応できる平時からの体制づくり
- 村民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

第 3 章 対策の実施主体と実効性の確保

第 1 節 対策の実施主体と役割

主 体	役 割
村	住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者*への支援等に関し、村行動計画に定める取組に沿って平時から準備を進める。 感染症有事の際には、国や県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携を図る。特に、管轄の保健所との連携を密に行う。
県	県予防計画に基づき、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養環境の整備や、人材の養成・資質の向上、県型保健所・衛生環境研究所における感染症有事体制*の確保を行う。 また、感染症対策連携協議会を活用して平時から、保健所設置市*の甲府市その他の関係機関と緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた取組を計画的に行う。 感染症有事の際は、国の基本的対処方針に基づき、県内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
村民	平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、換気、咳エチケット*、手洗い等の基本的な感染対策を実践するよう努める。 また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、具合が悪いときでも飲食できる食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 感染症有事の際には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。 また、感染症を原因とした偏見・差別を生じさせないよう努める。
指定地方公共機関等*	医薬品等の流通、人の輸送、物資の運送など公益的事業を営む者等について、知事が指定する指定地方公共機関は、医療提供を持続可能なものとし、村民の生活・経済を守るために、感染症有事の際には、特措法及び自らの業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。 感染症有事への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果や DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、リモートワーク（テレワーク）の普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。
医療機関	新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染対策の研修・訓練や個人防護具等の確保などを平時から推進する。 また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）*の策定及び感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。

	感染症有事の際には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来*、外出自粛対象者*への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
消防機関	感染症医療又は通常医療において急を必要とする患者が迅速に医療を受けられるよう、患者を医療機関へ搬送する。
保育所等 学校等、 高齢者施設等	新型インフルエンザ等に感染した場合において重症化リスクが高いと考えられる者が利用し、又は感染症の集団発生が起きやすい環境にあることから、平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止に努める。 特に保育所等や高齢者施設等では、感染症有事に備え、実効性のある業務継続計画（BCP）の策定が求められる。
各分野の 関係団体	感染症有事の流行初期期間経過後において、協定締結医療機関（発熱外来）の多くが診療所であり、薬局や訪問看護事業所が自宅療養の支援で果たす役割も大きい。医療関係団体は、そのような医療資源・地域医療のハブとして重要な役割を担うものである。 高齢者施設等は、感染症にかかったときのリスクが高い高齢者や日常生活を営む上で介護、支援又は配慮を要する障害者等が利用する施設・事業所等であり、感染症有事においては、これらの者の生命及び健康を守るために、必要な機能を維持することが求められる。そのような施設・事業所等を取りまとめる関係団体もまた、地域における保健・福祉サービスの円滑な提供において重要な役割を担うものである。 生活・経済の分野では、業種ごとに様々な関係団体があり、感染症有事において村民生活や社会経済活動を守るためには、業界が統一的に対応することも求められ、そのような場面において生活・経済の関係団体の果たす役割も大きい。 これらの関係団体は、所属する関係機関の業務を取りまとめ、必要な支援を行うほか、新型インフルエンザ等対策に関し、関係機関を代表して県との調整役を担う。 また、感染症対策連携協議会を構成する関係団体は、協議結果を尊重し、会員へ周知を行う。
特定接種 登録事業者*	特措法第 28 条に規定する特定接種*の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、感染症有事においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、職場における感染対策*や重要な業務・事業の継続などの準備を平時から行う。 感染症有事の際には、平時に策定した業務継続計画又は事業継続計画（BCP）に基づき、その業務・事業を継続的に実施するよう努める。
一般事業者	平時から職場における感染対策を行う。 村民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための対策の徹底が求められる。このようなことを踏まえ、平時から事業継続計画（BCP）*の策定に努めるとともに、必要に応じてマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努めるなどの対策を行う。

第 2 部

対策の実施に関する 基本的な方針

第1章 対策の目的と基本的考え方

第1節 対策の目的

目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命・健康を保護

- 感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。
- まん延防止対策を取り感染の拡大を防止する。
- ワクチン接種体制を構築する。
- 地域保健対策に関する体制を整備する。

目的2 村民の生活・経済に及ぼす影響を最小化

- 感染拡大防止により、社会経済活動のバランスを踏まえた国や県の対策切替えにより村民の生活・経済への影響を軽減する。
- 業務（事業）継続計画（BCP）により、村民の生活・経済の安定に寄与する事業を維持するよう努める。

第2節 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットといった感染対策が基本である。感染症有事において医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、村民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、体温計や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄などの準備を平時から行うことが必要である。

その上で、新型インフルエンザ等による感染症有事の際には、外出の自粛若しくは施設の使用制限の要請又は業務縮小による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に実施するものとする。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者・村民が自発的に職場や家庭における感染予防に取り組むとともに、事業者においては継続する重要業務を絞り込むことなどについて積極的に検討することが重要である。

この計画の第3部に示す新型インフルエンザ等への対策は、新たな感染症の特徴や病原体の性状、流行の状況、地域の特性などを踏まえ、人権¹への配慮、対策の有効性、実行可能性、社会・経済活動への影響などを総合的に考慮した上で、その実施を判断するものである。

¹ 感染症法や特措法において尊重すべきとされる人権。憲法において国民に保障される。

第2章 様々な感染症に幅広く 対応できるシナリオ

第1節 対応時期の設定

新型コロナ対応の経験を踏まえ、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオとして、対応時期を次のように定義する。以下、第1項から第3項までにおいて、時期区分の考え方及び想定シナリオを示す。

区分	対応時期の定義と考え方
準備期	新たな感染症危機の発生前の段階 ○ この時期では、各種各種計画の策定・変更や、医療提供体制の整備、衛生物資*・感染症危機に対応可能な人材の養成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行うことを想定する。
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 ○ この時期では、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性*等）の知見を収集しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応することを想定する。
対応期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階 ◆ 封じ込めを念頭に対応する時期 ◆ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ◆ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ◆ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 ○ 封じ込めを念頭に対応する時期では、感染リスクのある者の外出自粛に加え当該感染症の病原性に応じて、村民に対する不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした強度の高い対策を実行することを想定する。 なお、感染症の特徴、病原体の性状などの情報収集・分析により対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。 ○ 病原体の性状等に応じて対応する時期では、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、感染の波を抑制するための措置等を検討することを想定する。 その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮するものとする。なお、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定され

る。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかない場合であっても、社会の状況を適確に把握し、状況に応じて柔軟かつ機動的に対処していくこととする。

- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを想定する。

なお、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

最終的には、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第 3 章 対策項目

第 1 節 対策項目の設定

○ 政府行動計画では 13 対策項目、県では 11 項目を設定している。これらのうち、村として新型インフルエンザ等対策の取組みを効果的に進めるために、次の 8 の対策項目を設けることとする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション*
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤医療
- ⑥保健
- ⑦物資
- ⑧生活・経済の確保

第 2 節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

【行政機関間の連携】

住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担うものである。

こうした対応を円滑に行うためには、国、県、村の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

更に、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等を踏まえて新型インフルエンザ等への対応を行う必要があることから、感染症有事の際には、都道府県間の連携、都道府県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても、訓練や会議などを通じて平時から積極的に取り組むこととする。特に、村単独での対応が難しい平時の備えについては、市町村間の広域的な連携や、県及び国による支援等により取組を進めることとする。

【DXの推進】

近年、感染症に限らず多方面で取組が進みつつある DX（デジタル・トランスフォーメーション）について、国は、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠であると考えている。こうした情報基盤の構築は、地域独自に進めるよりは、全国一律・一元化の対応が効率的であり、県及び近隣市町村、医療機関等と連携し、国が進める新型インフルエンザ等対策の分野での DX の推進に平時から積極的に協力することとする。

第3節 対策を実施するうえでの留意事項

① 平時の備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の視点で取り組むことにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報の収集・共有や分析の基盤となるDXの推進等を国と連携して行う。

② 基本的人権の尊重

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法により国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする²。加えて、対策には法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション*の観点からも、村民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷などの新型インフルエンザ等に起因する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである³。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても村民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による地域社会の分断が生じないように取り組む。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

村対策本部は県対策本部及び政府対策本部とともに、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、村は、感染症対策に携わる医療機関、高齢者施設等その他の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等対策を実施する。

④ 感染症危機下の災害対応

村は、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携して発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等の情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

⑤ 記録の作成・保存

村は、村対策本部による新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、対応の検証及び今後の対策に資する情報を公表する。

² 特措法第5条

³ 特措法第13条第2項

第 3 部

各対策項目の目標 及び取り組み

第1章 実施体制⁴

第1節 時期に応じた取り組み

第1項 準備期

1-1 村の行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、とるべき体制や対策を明確にした道志村行動計画を作成・変更する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する⁵。【住民健康課】
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。【総務課・住民健康課】
- ③ 村は、行動計画や業務継続計画（BCP）の作成・変更に当たっては、関連する他の計画と整合のとれたものとなるように配慮する。【総務課・住民健康課】
- ④ 村は、緊急事態宣言の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる村対策本部体制及びそのための規定を整備する。【総務課・住民健康課】
- ⑤ 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。【住民健康課】

1-2 その他関係機関との連携強化

- ① 村は、感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための連絡体制を整備する。【総務課・住民健康課】
- ② 村は、感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を行い、感染症有事に備えて連携体制を整備する【総務課・住民健康課】

1-3 訓練等の実施・人材の養成

- ① 村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、単独又は合同で、行動計画・業務計画・業務継続計画（BCP）の内容を踏まえた訓練を実施し、平時から情報有及び連携体制を確認する⁶。【総務課・住民健康課】
- ② 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等を育成する。【住民健康課】

⁴ 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

⁵ 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

⁶ 県、市町村及び指定地方公共機関にあっては、特措法第12条第1項の規定により、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、単独又は合同で、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めることとされる。この場合において、同条第3項の規定により、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

第2項 初動期

2-1 村の対策本部体制への設置

- ① 村は、県対策本部が設置されたときは、必要に応じて、特措法によらない組織として市町村対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総務課・住民健康課】
- ② 村は、村対策本部を設置するかどうかにかかわらず、国が行う財政支援の検討を踏まえ全庁的に必要な対策について検討し、対策に要する経費について必要な準備⁷を行う。【総務課】

第3項 対応期

3-1 実施体制の確保

- ① 村は、自らの行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。【総務課】
- ② 村は、域内に緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに村対策本部を設置⁸し、村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整⁹を行う。【総務課】

3-2 実施体制の維持

- ① 村は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは他の市町村又は県に応援を求め¹⁰、又は国に職員の派遣を要請¹¹する。【総務課】
- ② 村は、県の要請に応じ庁内の体制が取れる場合は、職員（リエゾン）を県型保健所に派遣する。【総務課】
- ③ 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。【総務課】
- ④ 村は、国の財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保¹²する。【総務課】

3-3 村対策本部の廃止

- 村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する¹³。【総務課】

⁷ 特措法第70条の2の規定において起債の特例が規定され、同条の規定により、政府対策本部が設置された時から当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

⁸ 特措法第34条第1項

⁹ 特措法第36条第1項

¹⁰ 特措法第26条の3第2項、第26条の4

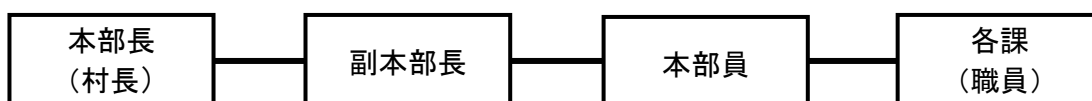
¹¹ 特措法第26条の6

¹² 特措法第69条から第70条までの規定により国は必要な財政支援等を行うことが想定される。なお、同法第70条の2では、起債の特例が規定され、同条の規定により、政府対策本部が設置された時から当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

¹³ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

○道志村新型インフルエンザ等対策本部

1-1 対策本部の編成



1-2 対策本部の分担任務

- ① 本部長は村長をもって充て、村新型インフルエンザ対策本部を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長は副村長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故がある場合は、その職務を代理する。
- ③ 本部員は教育長・管理職員及び診療所長を充てる。
- ④ 各課（職員）
 - ・ 課長は当該課に属する対策を掌理し、職員を指揮監督し対策の処理に当たる。
 - ・ 各課職員は課長の命を受けて対策に当たる。
- ⑤ 本部長に事故があった場合の職務の代理者は次のとおりとする。

代行順位	役職
第1位順	副村長
第2位順	総務課長
第3位順	住民健康課長

1-3 対策本部の本部員会議

- ① 村新型インフルエンザ等対策本部会議に本部員会議を置き、本部長が招集する。
- ② 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、まん延状況の分析及び新型インフルエンザ等対策の基本方針、その他新型インフルエンザ対策に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

- ① 新型インフルエンザ等まん延防止対策に関すること
- ② 村新型インフルエンザ等対策本部の配備体制に関すること
- ③ 県、他市町村への応援要請又は国への職員の派遣要請に関すること
- ④ 感染症有事中の業務継続計画（BCP）の更新に関すること
- ⑤ ワクチン接種体制の構築に関すること
- ⑥ 生活支援を要する者への支援対策に関すること
- ⑦ 社会経済活動の安定確保対策に関すること
- ⑧ 新型インフルエンザ等対策本部の廃止に関すること
- ⑨ その他新型インフルエンザ等対策の重要事項に関すること

○職員の配備体制

本部	種別	時期	主な対応	担当課
	準備期	【準備期】 新たな感染症危機の発生前の段階	【実施体制】 ・村の行動計画等の作成や体制整備 ・関係機関との連携体制の整備 ・訓練等の実施・人材の養成	総務課 住民健康課
			【情報提供・共有・リスクコミュニケーション】 ・情報提供・共有に関する体制整備 ・相談窓口設置体制の確認 ・偏見・差別や偽情報に関する啓発	住民健康課 教育委員会
			【まん延防止】 ・業務継続計画の確認・更新 ・感染症まん延防止対策の普及・啓発	総務課 住民健康課
			【ワクチン接種】 ・接種に必要な資材の確保等接種体制の構築の検討	総務課 住民健康課 診療所
			【医療】 ・円滑な医療提供のための体制整備	住民健康課
			【物資】 ・感染症対策物資等の備蓄	総務課 住民健康課
			【生活・経済】 ・経済活動情報収集の体制整備 ・感染症対策物資・消耗衛生用品・資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課
新型インフルエンザ等対策本部	特措法によらない組織	【初動期】 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	【実施体制】 ・山梨県対策本部が設置されたとき道志村対策本部を設置することの検討と措置の準備 ・対策に必要な経費の準備	総務課 住民健康課
			【情報提供・共有・リスクコミュニケーション】 ・各種媒体を用いた情報提供 ・相談窓口の開設 ・偏見・差別や偽情報に関する啓発	住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課
			【まん延防止】 ・業務継続計画に基づく対応準備 ・感染症まん延防止対策の啓発・実行	総務課 住民健康課
			【ワクチン接種】 ・接種会場の準備・医療従事者の確保	住民健康課 診療所

新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 本 部			【医療】 ・道志村診療所の医療体制の整備 ・医療機関受診方法の周知	住民健康課 診療所
			【保健】 ・県が開設する相談センターの周知	住民健康課
			【生活・経済】 ・火葬体制の強化にむけた準備	総務課
	特 措 法 に よ る 組 織	【対応期】 域内に緊急事態 宣言が発令され たとき。	【実施体制】 ・直ちに対策本部を設置	総務課
			【情報提供・共有・リスクコミュニケーション】 ・各種媒体を用いた情報提供 ・相談窓口の設置 ・偏見・差別や偽情報に関する啓発・救援	住民健康課 ふるさと振興課 産業振興課
			【まん延防止】 ・業務継続計画に基づく対応 ・事業者等へのまん延防止要請・援助 ・医療・保健福祉における対策強化 ・教育における対策強化	総務課 住民健康課 産業振興課 教育委員会
			【ワクチン接種】 ・予防接種の実施	総務課 住民健康課 診療所
			【医療】 ・救急車適正利用の啓発 ・患者の病状を把握するための体制整備	住民健康課
			【保健】 ・患者の健康観察の実施 ・要配慮者への食事の提供・健康観察の実施 ・患者への食料品・日用品の支給	住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課
			【物資】 ・県への物資・資材の供給要請の検討	総務課 住民健康課
			【生活・経済】 ・生活支援を要する者への支援 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・心身の影響に関する施策を実施 ・埋葬・火葬の体制整備 ・社会継続活動の安定確保	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会

第2章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

第1節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1 情報提供・共有の体制整備

- ① 村は感染症有事において信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。【住民健康課】
- ② 村は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有にあたって配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症に関する情報提供・共有においても適切に配慮する。【住民健康課】
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に村民等からの相談に応じるための相談窓口等を円滑に設置するための体制・手順等を確認する。【住民健康課】
- ④ 村は村民が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。【住民健康課】

1-2 感染症に関する情報提供・共有

- ① 村は、情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染対策が会社における感染拡大防止に大きく寄与することを啓発する。【住民健康課】
- ② 村は、地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係部署と感染症対策部署とが相互に連携して感染症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。【住民健康課・教育委員会】
- ③ 自らの情報提供・共有が県民等の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。【住民健康課】

1-3 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- ① 村は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになることを平時から普及啓発する。【住民健康課】
- ② 村は、平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体（Web、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。【住民健康課】

第2項 初動期

2-1 情報提供・共有

2-1-1 情報提供・共有の方法

- ① 村は、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を村民向けに分かりやすく発信する。【住民健康課・ふるさと振興課】
- ② 村は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。【住民健康課】
- ③ 村は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。【産業振興課課】

2-1-2 情報提供・共有の内容

- ① 村は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを村民等に情報提供・共有する。【総務課・ふるさと振興課】
- ② 村は、国が作成した一般向け Q&A を各種媒体（Web、SNS 等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）で情報提供・共有する。【住民健康課・ふるさと振興課】
- ③ 村は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。【住民健康課】

2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備

- 村は、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。【住民健康課】

2-3 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- ① 村は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず¹⁴、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになることなどを発信する¹⁵。【住民健康課】
- ② 村は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、村民等が正しい情報を入手できるよう努める。【住民健康課】
- ③ 村は、偏見・差別等に関する県、国、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、村民に周知する。【住民健康課】

第3項 対応期

3-1 情報提供・共有

¹⁴ 感染症法第4条

¹⁵ 特措法第13条第2項

- ① 村は、各種媒体（Web、SNS のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等）により情報提供・共有を図る。【住民健康課・ふるさと振興課】
- ② 村は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。【住民健康課】
- ③ 村は、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。【産業振興課】
- ④ 村は、引き続き、国が開設する国、地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを県民等に情報提供・共有する。【住民健康課・ふるさと振興課】
- ⑤ 村は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を村民に分かりやすく発信する。【住民健康課】
- ⑥ 村は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。【住民健康課】

3-2 双方向のコミュニケーションの体制整備

- ① 村は、国が作成・改訂した一般向け Q&A を HP 等で情報提供するとともに、村相談窓口等の体制を強化する。【住民健康課】
- ② 村は、相談窓口等に寄せられた意見等や SNS の動向などを通じて村民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。【住民健康課・ふるさと振興課】

3-3 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- ① 村は、偏見・差別等は許されるものではなく¹⁶法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになることなどについて情報提供・共有を図る。【住民健康課】
- ② 村は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、村民が正しい情報を入手できるよう対処する。【住民健康課】
- ③ 村は、偏見・差別等に関する県、国、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、村民に周知する。【住民健康課】
- ④ 村は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者に対して必要な協力・要請等を実施する。【総務課・ふるさと振興課】

3-4 リスクコミュニケーションを活用した説明

3-4-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- 村は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県が行う感染対策等の根拠を丁寧に説明する。【住民健康課】

¹⁶ 感染症法第4条

3-4-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

【重症化しやすい特定の層への配慮】

- ① 村は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。

【住民健康課】

- ② 村に特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。

【住民健康課】

3-4-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

- ① 村は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及び保健所等での対応の縮小について、村民・事業者等に対し丁寧に説明する。

【住民健康課】

- ② 村は、順次広報体制を縮小する。

【住民健康課】

第3章 まん延防止

第1節 時期に応じた取り組み

第1項 準備期

1-1 まん延防止対策を実施するための体制整備

- 村は地域のまん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるよう、業務継続計画（BCP）を適宜更新する。 【総務課・住民健康課】

1-2 まん延防止対策の効果を高める環境の整備

- 村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、感染症有事において、自らの感染が疑われる場合は相談センターに連絡し相談すること、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うことなど、とるべき対応等について、平時から理解の促進を図る。 【住民健康課】

第2項 初動期

2-1 まん延防止対策の準備

- 村は国の要請を受けて、業務（事業）継続計画（BCP）又は業務計画に基づく対応を準備する。 【総務課・住民健康課】

第3項 対応期

3-1 封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策

3-1-1 事業者・学校等への特別の要請等

- ① 村は、まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずる¹⁷ことを検討する。その際には、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、他事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われることなどに留意する。 【総務課・産業振興課】
- ② 村は、学校保健安全法による臨時休業（学級閉鎖、学校閉鎖又は休校）等について県からの要請を受けまん延を防止するために必要な対応を講ずる。 【教育委員会】

¹⁷ 特措法第63条の2第1項

3-1-2 医療・保健福祉における対策強化とその影響への配慮

- 通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。

【住民健康課】

第4章 ワクチン

第1節 時期に応じた取り組み

第1項 準備期

1-1 ワクチン接種実施への基盤整備

- 村は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種*の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。 【住民健康課】

1-2 ワクチンの接種に必要な資材の準備

- 村は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 注射針 ☐ シリンジ ☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ A E D	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-3 ワクチンの供給体制

- 村は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【住民健康課・診療所】

1-4 予防接種体制

- 村は、診療所等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を実施する。【住民健康課・診療所】

1-4-1 特定接種

- ① 村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を構築する。【総務課・住民健康課】
- ② 村は、特定接種の対象となる国民生活・国民経済安定分野の事業者による登録申請について、所管する事業者に周知する。【総務課・住民健康課】
- ③ 村は、国からの要請に基づき、特定接種登録事業者に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。【総務課・住民健康課】
- ④ 村は、特定接種登録事業者による業務（事業）継続計画（BCP）の作成を支援する。【総務課・住民健康課】
- ⑤ 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。【総務課・住民健康課】

1-4-2 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 村は、国等の協力を得ながら、当該村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁸。
 - a 村は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する村民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。【住民健康課】
 - i 接種対象者数
 - ii 村の人員体制の確保

¹⁸ 予防接種法第6条第3項

- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 村は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 村は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を 1 か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、村は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい
- d 村は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契

約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。

- ② 村は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

【住民健康課】

- ③ 村は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

【住民健康課】

1-5 情報提供・共有

1-5-1 住民への対応

- ① 村は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種対象者、接種順位の在り方等の基本情報について Web サイトや SNS を通して情報提供・共有を行い、村民等の理解促進を図る。

【住民健康課・ふるさと振興課】

- ② WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy¹⁹」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、村は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

【住民健康課】

1-5-2 村における対応

- 村は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

【住民健康課】

1-5-3 衛生部局以外の分野との連携

- 村住民健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び総務課、介護担当、障害保健担当等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、村住民健康課は、村教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を村教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

【住民健康課】

1-6 DX の推進

¹⁹ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

- ① 村が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

【住民健康課】

- ② 村は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

【住民健康課】

- ③ 村は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

【住民健康課】

第2項 初動期

2-1 接種体制

- ① 村は、国から提供されたワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、予防接種体制の構築等の業務を担うワクチン専従組織の立ち上げを検討する。
- 【住民健康課】
- ② 村は、準備期に構築した接種体制に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保する。
- 【住民健康課・診療所】
- ③ 村は、第4章第1節第1項 1-2 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
- 【住民健康課・診療所】

2-1-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する村は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また村は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

【総務課・住民健康課】

2-1-2 住民接種

- ① 村は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- 【住民健康課】
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- 【総務課・住民健康課】
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順

位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、村介護保険担当、障害保健福祉担当と衛生担当が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護担当や障害保健福祉担当又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生担当と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【住民健康課】

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、村は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。【住民健康課・診療所】

- ⑤ 村は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。【住民健康課・診療所】

- ⑥ 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【住民健康課】

- ⑦ 村は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【住民健康課・診療所】

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。【住民健康課・診療所】

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関

の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て村が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、村が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

【住民健康課・診療所】

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 注射針 ☐ シリンジ ☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ A E D	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。

【住民健康課・診療所】

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一

定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

【住民健康課・診療所】

第3項 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 村は、居住する村以外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。【住民健康課】
- ② 村は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を実施する。【住民健康課・診療所】
- ③ 村は、変異株の出現により追加接種が必要な場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう国と連携して接種体制を継続的に整備する。【住民健康課】
- ④ 村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握については接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【住民健康課・診療所】
- ⑤ 村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。【住民健康課・診療所】
- ⑥ 村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。【住民健康課・診療所】
- ⑦ 村は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。【住民健康課・診療所】

3-2 接種体制

3-2-1 特定接種

- 村は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、村は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【総務課・住民健康課】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 村は、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、国と連携して具体的な接種体制を確保する。【住民健康課】
- ② 村は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 村は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【住民健康課・診療所】
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【住民健康課・診療所】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。【住民健康課・診療所】
- ⑥ 村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村の介護保険担当等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【住民健康課・診療所】

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するに当たり、国から提供された接種に関する情報を村民等へ提供、共有する。また、自らが実施する、予防接種に関する情報（接種日程、会場、健康被害救済の申請方法など）について、対象者へ周知する。【住民健康課】
- ② 村が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。【住民健康課】
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。【住民健康課】
- ④ 村は、予防接種を受けるかどうかの判断を正しい情報に基づいて行えるよう、ワクチンの有効性及び安全性、接種の対象者・回数、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法など国から提供された情報を、医療関係者や施設関係者、事業者、村民等へ周知するとともに、予防接種に係る不安や疑問の解消に資するため、必要に応じ相談窓口を設置する。【住民健康課】

3-2-2-3 接種体制の拡充

- 村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、
村の介護保険担当等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

【住民健康課】

3-2-2-4 接種記録の管理

- 村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、
接種記録の適切な管理を行う。

【住民健康課】

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は村となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた村とする。
- ③ 村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

【住民健康課】

3-4 情報提供・共有

- ① 村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 村は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、村は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

【住民健康課】

3-4-1 特定接種に係る対応

- 村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

【住民健康課】

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 村は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

【住民健康課】

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、村は、次のような点に留意する。【住民健康課】
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 医療

第1節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1 円滑な医療提供のための体制整備

- 村は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。【住民健康課】

第2項 初動期

2-1 医療提供体制の確保

- 村は、地域の医療提供体制や医療機関への受診の方法を村民等に周知するとともに、救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、救急車の適正利用を促進する。【住民健康課】

第3項 対応期

3-1 医療に関する対応

- ① 村は、軽微な場合には救急車両の利用を控えるといった村民への救急車の適正利用や、#7119・#8000の利用の促進により救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。【住民健康課】
- ② 村は、自宅療養及び宿泊療養等においてパルスオキシメータによる経皮的酸素飽和度の測定等を行い、患者の病状を把握するための体制を確保する。【住民健康課】
- ③ 村は、感染症の特徴や病原体の性状、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう啓発普及を行う。【住民健康課】

第6章 保健

第1節 時期に応じた取組

第2項 初動期

2-1 相談体制の周知

- ① 村は、症例定義に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、村民等に対し、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。 【住民健康課】

第3項 対応期

3-1 健康観察*及び生活支援

- ① 村は、感染したおそれのある者については速やかに発熱外来の受診につなげるため、県が引き続き運営する相談センターへ相談するよう周知する。 【住民健康課】
- ② 村は、県から協力要請があった際には、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者*への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の配布を行う。 【住民健康課・産業振興課・ふるさと振興課】
- ③ 村は、特措法によらない医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及び保健所等での対応の縮小について、リスクコミュニケーションの専門家の知見を活用しつつ、村民・事業者等に対し丁寧に説明する。 【住民健康課・産業振興課】

【留意事項】

新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者等若しくは濃厚接触者*に対し、健康状態の報告を求め、又は自宅等から外出しないことへの協力を求める。患者等から健康状態の報告を受けて行う健康観察は、県や村が対応する。

村は、独り暮らしの高齢者、妊産婦、小さなこどものいる世帯といった要配慮者の見回りなどの対応を行い、要配慮者の健康観察を行う。この場合において県と村による支援において必要な個人情報を提供・共有する。

第 7 章 物資

第 1 節 時期に応じた取組

第 1 項 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- 村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総務課・住民健康課】

第 2 項 対応期

2-1 供給に関する相互協力

- 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、村は県に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請²¹する。

【総務課・住民健康課】

²⁰ 特措法第 10 条

²¹ 特措法第 50 条

第 8 章 生活・経済の安定の確保

第 1 節 時期に応じた取組

第 1 項 準備期

1-1 情報共有体制の整備

- 村は、新型インフルエンザ等の発生時に、村民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、村内業界団体を所管している庁内所属において窓口となる担当者定める。【産業振興課】

1-2 支援実施に係る仕組みの整備

- 村は、新型インフルエンザ等発生時に実施する各種支援に係る行政手続や相談等について、国とともに DX を推進し、対面に限らず、メールや電子申請などを活用した適切な仕組みを整備する。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、日本語能力が十分でない外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。【住民健康課・ふるさと振興課】

1-3 事業継続に向けた準備

- 村は、指定地方公共機関以外の事業者の事業（業務）継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定する BCP は、事業継続力強化計画（簡易版 BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。【住民健康課】

1-4 物資及び資材の備蓄等

- ① 村は、計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な消耗品や資材の有無について確認し、必要に応じて備蓄する。この備蓄は、災害備蓄と兼ねることができる²²。【総務課・住民健康課】
- ② 村は、事業者や村民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【住民健康課】

1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

- 村は、国の要請を踏まえ、県と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備え、要配慮者の把握とともに、介護支援専門員や相談支援専門員等が所属する施設等と連携した具体的手続を決める。【住民健康課・ふるさと振興課・産業振興課】

²² 特措法第 11 条

1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を把握するとともに、それを超過した場合の一時的遺体安置施設等の検討、必要量のドライアイス・非透過性納体袋等の確保など、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【総務課・産業振興課】

第2項 初動期

2-1 火葬体制の強化に向けた準備

- 村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。

【総務課】

第3項 対応期

3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

- 村は、新型インフルエンザ等にかかったこと及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を実施する。

【住民健康課】

3-1-2 生活支援を要する者への支援

- 村は、自らの行動計画に基づき、国の要請も踏まえ、介護支援専門員や相談支援専門員等が所属する施設等と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【住民健康課・産業振興課・ふるさと振興課】

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

- 村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

【教育委員会】

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【総務課・産業振興課】

- ② 村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、村民からの相談窓口・情報収集窓口の充実に努める。【総務課・産業振興課】
- ③ 村は、生活関連物資等の価格高騰又は供給不足の発生又はそのおそれに対し、売渡しや供給確保、便乗値上げ防止の要請などの適切な措置を実施する。【総務課・産業振興課】
- ④ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令に基づき市町村が講ずることとされる措置を適切に実施²³する。【総務課】

3-1-5 埋葬・火葬の体制整備

- ① 村は、状況に応じた国及び県からの要請に基づき、搬送体制の確保について協議する。その際、納体袋への遺体の収納から遺体の安置場所・火葬場への搬送、遺体の火葬までの一連の流れが円滑に進むよう配慮する。【産業振興課】
- ② 村は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【総務課・住民健康課・産業振興課】
- ③ 村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【総務課・住民健康課・産業振興課】
- ④ 村は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【総務課・住民健康課・産業振興課】
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。【総務課・住民健康課・産業振興課】

（厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる）

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

- 村は、新型インフルエンザ等及び当該感染症のまん延防止に関する措置等による事業者の経営及び村民生活への影響を緩和し、村民の生活・経済の安定を図るため、公平性にも留意して影響を受けた事業者を支援する。【産業振興課】

²³ 特措法第 59 条

3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- 水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。 【産業振興課】

用語の略称

感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
学校等	学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第124条の「専修学校」
患者等	感染症の患者、病原体に感染した可能性の高い疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者
感染症有事	県対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における、感染症危機への事態対処が必要な状況
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定により医療措置協定を締結した医療機関
県型保健所	山梨県が設置する保健所
県行動計画	特措法第 7 条第 1 項の規定により山梨県知事が定める「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」
県対策本部	特措法第 22 条第 1 項の規定により山梨県知事が設置する対策本部
県等	山梨県及び中核市として保健所を設置する甲府市
高齢者施設等	入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所
新型インフルエンザ等	全国的かつ急速にまん延することで国民の生命・健康や生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（特措法が適用されるものに限る。）
新型コロナ	感染症法上の位置付けが五類感染症になるまでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
政府行動計画	特措法第 6 条第 1 項の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」
保育所等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の「保育所」及び同法第 39 条の 2 第 1 項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた「認定こども園」
保健所	県型保健所及び甲府市が設置する保健所

用語解説

ここでは、第1部から第3部までの計画本文に使用する語句の意義等を解説するものであり、ここに記載する用語は、本文の初出において「*」の印を付している。

なお、記載の順は、五十音順、アルファベット順としている。

【あ行】

●衛生物資

感染症の発生の予防及びまん延防止のためにヒトが身に着ける感染防護具（マスク、ガウン、キャップ、フェイスシールド、グローブ等）の物資。

【か行】

●外出自粛対象者

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等のうち、感染症法により外出自粛の協力を求められた者。

●患者等

患者、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者。新型インフルエンザ等の患者等については、感染症法に基づく就業制限、入院、外出自粛等の措置の対象となることが想定される。

●感染経路

感染症の病原体が生体に侵入する経路。空気感染、飛沫感染、接触感染、母子感染等に大別される。

●感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。感染症危機を取り巻く環境から、国家の危機は県の危機でもあり、県では、県民の生命・健康及び生活・経済を守るための積極的な取組が求められる。

●感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

●感染症有事体制（保健所）

新型インフルエンザ等に対応するための保健所の体制のこと。まずは新型コロナの第6波（オミクロン株）と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定し、新型インフルエンザ

等の発生公表後 1 か月間の業務量に十分に対応可能な体制を速やかに確保し、その後、実際の業務量の変化に応じて強化・縮小する。

●感染症有事体制（衛生環境研究所）

新型インフルエンザ等に対応するための衛生環境研究所の体制のこと。まずは新型インフルエンザ等の発生公表後 1 か月後の検査需要に十分に対応可能な体制を速やかに確保し、その後、実際の業務量の変化に応じて強化・縮小する。

●感染性

ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

●感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

●感染症指定医療機関

感染症法に基づき入院させることが必要な感染症の患者等の入院医療を担当する医療機関として、国又は県が同法第38条第 1 項又は第 2 項の規定により指定するもの。ただし、協定指定医療機関を除く。

●協定指定医療機関

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の患者等に必要な医療を医療措置協定又は通知に基づき提供する医療機関として、県が感染症法第38条第 2 項の規定により指定するもので、当該医療機関が担う公費負担医療では、原則として医療費を窓口で負担することなく医療を受けることができる。第一種協定指定医療機関は、病床の確保に係る医療措置協定を締結した医療機関を指定するもので、第二種協定指定医療機関は、発熱外来又は外出自粛対象者への医療の提供に係る医療措置協定を締結した医療機関を指定するもの。

●業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

●緊急事態宣言

特措法第32条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項5-6の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施す

べき期間、区域及びその内容を公示する。

●緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

●緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

●健康観察

感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

●高齢者施設等

入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

【さ行】

●事業継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「業務継続計画」ともいう。

●自宅療養

行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、

外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等が自宅で療養すること。

●指定地方公共機関

県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県が新型インフルエンザ等対策において指定するもの。

●住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

●宿泊施設確保措置協定

感染症有事において患者の療養場所（居室）を確保するために、県が感染症法に基づき平時からホテル・旅館等の宿泊施設と締結する協定。

●新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

●新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

●新興感染症

まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、感染症法に基づく医療提供体制の整備等を考える上で使用される用語。このうち、特措法の対象となるものが新型インフルエンザ等。

●咳エチケット

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

【た行】

●地方衛生研究所

公衆衛生の向上のために、各種の試験・検査や、公衆衛生情報等の収集・解析・提供のほか、調査研究、研修指導を行う機関。都道府県や指定都市、一部の中核市・特別区に設置。本県では、「衛生環境研究所」を設置。

●庁内アクションカード

新型コロナ対応の経験をもとに、県の組織が初動で行うべき対応の手順を定める文書。

●定点把握

身近に存在する感染症で比較的報告数が多く、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止において、患者数の動向把握に重点が置かれているもの。

●特定接種

特措法第28条第1項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

●特定接種登録事業者

特措法第28条第1項第1号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

【な行】

●濃厚接触者

保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるとは判断された者。

【は行】

●発熱外来

発熱など感染の疑いを示す症状が出た者を受け入れ、診療する医療機関。

●保健所設置市

地域保健法第5条第1項の規定により保健所を設置する市。計画改定時点では次のとおり政令で定められており、甲府市は、(2)の中核市に該当。

- (1) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市
- (2) 地方自治法第252条の22第1項の中核市
- (3) 小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市及び四日市市

【や行】

●薬剤感受性

疾病の原因となる病原体に作用する薬剤の効きやすさ。薬剤の有効性の指標。

●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

【ら行】

●リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

【ABC】

●DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ICTにより社会の在り方を変えるもの。